

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「なつた」を「なつた」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第3項中「4週間」を「、4週間」に、「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「4週間」を「、4週間」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第1項中「第5条の2」を「第6条」に、「1週間当たり40時間」を「、1週間当たり38時間45分」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第3項中「4週間」を「、4週間」に、「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項中「4週間」を「、4週間」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第4条第1項及び第2項中「1週間当たり40時間」を「、1週間当たり38時間45分」に改め、同条第3項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第5項中「4週間」を「、4週間」に、「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第6項中「4週間」を「、4週間」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第6条中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 規則改正案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成20年10月9日の人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他都道府県職員の勤務時間の改定等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の勤務時間を改定するため、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部が改正された。
- (2) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部が改正されたことに伴い、教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関し必要な事項を定めるため、教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する必要がある。
- (3) 学校保健法等の一部を改正する法律により学校給食法の一部が改正されたことに伴い、教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 教育庁本庁に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内、任期付短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり31時間までの範囲内とする。 (第2条関係)
- (2) 公立学校に勤務する職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分とするとともに、再任用短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内、任期付短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり31時間までの範囲内とする。 (第3条関係)
- (3) 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理を行う。 (第3条関係)
- (4) 各機関に勤務する職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分とするとともに、再任用短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内、任期付短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり31時間までの範囲内とする。 (第4条関係)
- (5) この規則は、平成21年4月1日から施行する。 (附則)

#### 4 根拠法令

- (1) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）
- (2) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案（平成21年沖縄県条例第 号）
- (3) 学校保健法等の一部を改正する法律案（平成20年法律第73号）

#### 5 関係各課との調整状況

県立学校教育課、義務教育課と調整済

#### 6 添付資料

- (1) 改正案新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料
  - ア 勤務時間の改定に伴う説明資料（総務部人事課作成）
  - イ 平成20年給与等に関する報告及び勧告の骨子（平成20年10月9日 沖縄県人事委員会）

## 新旧対照表

		沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）新旧対照表	
	改 正 案	現 行	
第1条 (略)	(趣旨)	(本序職員の勤務時間)	(本序職員の勤務時間)
第2条 (略)	(本序職員の勤務時間)	(本序職員の勤務時間)	(本序職員の勤務時間)

第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）第2条第2項から第4条までの規定に基づき、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に關し必要な事項を定めるものとする。

第2条 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等は、知事部局の本庁に勤務する職員の例による。

2 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員で地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。

3 沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかるらず、休憩時間を除き、4週間に超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。

る。

- 4 沖縄県教育庁の本庁に勤務する育児休業法第18条第1項又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超過しない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、教育長が定める。

#### （公立学校職員の勤務時間）

- 第3条 公立学校に勤務する職員（県立学校職員並びに市町村立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。以下同じ。）の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長（学校給食法第6条に規定する施設に勤務する職員にあっては、当該施設の長。以下同じ。）が定める。

2. (略)

60

#### （公立学校職員の勤務時間）

- 第3条 公立学校に勤務する職員（県立学校職員並びに市町村立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設を含む。以下同じ。）の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間とし、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長（学校給食法第5条の2に規定する施設に勤務する職員にあっては、当該施設の長。以下同じ。）が定める。
- 2 公立学校に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い校長が定め、勤務時間の割り振りは、校長が定める。
- 3 公立学校に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超過しない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で教育長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。
- 4 公立学校に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超過しない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で校長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。

#### （各機関の職員の勤務時間）

- 第4条 沖縄県教育庁教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であつて沖縄県職員の給与に関する規定に定められたものに限る。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、4週間を超過しない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で校長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。

#### （各機関の職員の勤務時間）

- 第4条 沖縄県教育庁教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であつて沖縄県職員の給与に関する規定に定められたものに限る。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、4週間を超過しない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で校長が定め、勤務時間の割り振りは、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が定める。

する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き、 <u>1週間当たり38時間45分</u> とし、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。	2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、 <u>1週間当たり38時間45分</u> とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。
3 実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり <u>38時間45分</u> とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるとところにより実習船運営事務所長が定める。	3 実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり <u>40時間</u> とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるとところにより実習船運営事務所長が定める。
4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育船運営事務所長が定める。	4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。
5 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、 <u>4週間を超えない期間</u> につき1週間当たり <u>16時間</u> から <u>32時間</u> までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。	5 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、 <u>4週間を超えない期間</u> につき1週間当たり <u>16時間</u> から <u>32時間</u> までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。
6 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期末付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、 <u>4週間を超えない期間</u> につき1週間当たり <u>31時間</u> までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。	6 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期末付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、 <u>4週間を超えない期間</u> につき1週間当たり <u>31時間</u> までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。

#### (休憩時間及び週休日)

##### 第5条 (略)

2 (略)

#### (休憩時間及び週休日)

第5条 前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、1日の勤務時間が6時間を超えるときは、1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する職員については、同条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

3	(略)	3 第1項の規定にかかるわらず、第2条及び第4条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、条例第4条第2項の規定による休憩時間の変更を行うときには、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。
4	(略)	4 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項に規定する職員については、日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。
5	(略)	5 第3条第1項に規定する職員のうち前項の規定により難い職員及び前条第2項に規定する職員については、毎4週間につき8日（8日とすることが困難な場合は、人事委員会の承認を得て定めた日数）を週休日とする。
6	(略)	6 前条第3項に規定する職員についての休憩時間及び週休日については、教育長が別に定める。
7	(略)	7 青児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間ににおいて週休日を設けるものとする。
8	(略)	8 教育長、校長及び各機関の長は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間ににおいて、週休日を設けることができる。
		(割り振りの届出) 第6条 第3条及び第4条の規定により、校長及び各機関の長が勤務時間の割り振りを定めたときは、教育長（市町村立学校にあっては、当該市町村教育委員会教育長及び当該学校の所在する地区を管轄する教育事務所長）に届け出なければならない。
		(補則) 第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関する必要な事項は、教育長が定める。

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。